

平成 24 年第 1 回定例会における一般質問議事録（抜粋）

大 塚 正 俊

みなさん、こんにちは。新生市民クラブの大塚正俊です。通告しております、「第 2 期行財政改革 5 ヶ年計画」「国民健康保険事業の健全化に向けて」の 2 点について質問します。

1. 第 2 期行財政改革 5 ヶ年計画について

（1）財政推計の見通しについて

- ・中津市では、平成 17 年 3 月 1 日の合併以降、「行財政改革緊急 2 ヶ年計画」「行財政改革 5 か年計画」により行財政改革を推進してきました。第 1 期計画では、目標額約 154 億に対して約 168 億円もの効果を上げ、現在 2 期計画の策定に向けたパブリックコメントを実施しています。これまでの間、特別職や職員の賃金カット、人員削減により毎年 7 億円以上の効果を上げ、厳しい職場環境の中での職員の頑張りに敬意を評します。

しかし、平成 22 年度より国民健康保険事業の財政悪化により国の財政計画で措置される一般会計繰出金が基準を超過するなど、市の財政健全化における新たな課題も出てきました。

そこで、現在策定が進められている第 2 期行財政改革 5 ヶ年計画（案）の財政推計の考え方について質問をさせていただきます。

①地方交付税の見通し

最初に、地方交付税のうち普通交付税は、平成 27 年度から段階的に縮減され平成 32 年度からは一本算定となるが、平成 22 年度決算における普通交付税の合併算定替えと一本算定の額及び差額はいくらか。

（財政課答弁案）

平成 22 年度決算における合併算定替えの額は約 114 億 8,600 万円で、一本算定の額は約 94 億 7,400 万円です。その差額は、約 20 億 1,200 万円です。

- ・平成 26 年度における市税・地方交付税・臨時財政対策債等の合計額は、約 254 億円、一本算定となる平成 32 年度は 238 億円、差額は 16 億円となっているが、それぞれの年度の普通交付税額、臨時財政対策債、合併特例債発行額は、

（財政課答弁案）

平成 26 年度における普通交付税額は約 121 億円、臨時財政対策債は 12 億円、合併特例債は 36 億円です。また、平成 32 年度の普通交付税額は約 103 億円、臨時財政対策債は 12 億円、合併特例債はゼロです。

- ・普通交付税は、財政推計で平成 32 年度の一本算定の時点で約 20 億円の減額を想定しているが、先ほどの答弁の 18 億円の差額は何か。

（財政課答弁案）

交付税に関しては、合併算定替の影響として約 20 億円の減を見込んでいます。具体的には、標準的な人件費や行政経費を単位費用として割り出し、各地方団体の測定単位（人口や面積）に応じて算定する基準財政需要額は、一本算定になればスケールメリットが働くため補正係数により減少します。ただし、一方で基準財政需要額の区分の一つである公債費については、優良債である合併特例債を有効活用していますので、その元利償還金に対する 70%が基準財政需要額に算入されるなどの増額要因があり、交付税総額では約 20 億円の減となっていないものです。

- ・ 交付税措置される合併特例債等の優良債の償還が終了した時点で、約 20 億円程度交付税が減少するとなると、市の財政計画は、合併特例債発行期限の 10 年後の平成 37 年を見据えた長期的な視点が必要ではないか。

（財政課答弁案）

今後見込まれるさらに厳しい財政運営の中で、各課が抱えている将来的な普通建設事業実施の可能性を把握し、将来負担が特定年度に集中する場合には、当該負担の平準化を図るなどリスク管理に取り組むことは必要と考えます。

また、現在の推計は平成23年度から平成32年度までの10年間のスパンで推計しており、その中で、合併による財政支援措置の終了等を念頭に置き平成26年度までに「次世代のまちづくり」に必要な事業は、できるだけ他の起債に比べて有利な合併特例債発行が可能な期間に実施するよう計画しているところです。

そうした中、市の財政計画は、合併特例債発行期限の10年後の平成37年度までの推計をということですが、長期的な視点の必要性は認識するものの、激動する経済社会情勢や税と社会保障制度の一体改革の行方など不透明でありますので、10年間で区切りとした推計としたところです。

②普通建設事業について

- ・ 普通建設事業を平成 24 年度から 26 年度は、65 億円、平成27年度より 45 億円としているが、発行した合併特例債等の起債の元利償還額（公債費）のピークは何年度となるのか。

（行政管理室答弁案）

元利償還額（公債費）のピークは平成28年度、平成29年度で約59億円程度になる見込みです。

- ・ 地方交付税の段階的な削減が始まった平成28年度から31年度には、公債費が59億円から55億円と平成22年度決算の約51億円より増加することとなっており、平成24年度から26年度の普通建設事業を縮減すべきと考えるが如何か。

（行政管理室答弁案）

第2期行財政改革5ヵ年計画の「行財政改革の必要性」にもありますように、公共施設の老朽化など、次世代のまちづくりのために必要な事業が多く存在します。

議員が言われるように、確かに元利償還金（公債費）は、平成22年度と比較してピーク時は約8億3千万円の増となりますが、元利償還金のうち交付税算入分を控除した市の実質負担額は逆に約6億8千万円減少する見込みであります。

これが、第2期計画の方針の一つである、普通建設事業を実質的投資額でコントロールし、合併特例債等の優良債などを活用し、後年度の公債費に係る実質的な市の負担額を軽減していくということです。

したがって、合併特例債の活用ができる平成26年度までに、緊急性・必要性のある事業は積極的に実施して行きたいと考えております。

③起債の発行額について

- ・ 合併特例債の発行期限が5年間延長されると聞いているが、この計画では合併特例債は何年度まで発行する予定か。

（行政管理室答弁案）

昨年11月1日に第179回国会（臨時会）に東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特定に関する法律の一部を改正する法案が提出されており、その中で被災市町村以外は、5年間の延長となっていますが、現時点において法案の成立には至っておらず、詳細も不明のため、現時点では、計画通り平成26年度までと考えております。

合併特例債の発行期間が5年間延長された場合、先ほど答弁しました通り第2期計画は、普通建設事業を実質的投資額でコントロールしていきますので、発行限度額に達するまで、「次世代のまちづくり」に必要な事業については、積極的に有効活用を行っていきます。

- ・ 合併特例債の発行期間が5年間伸びた場合、公債費の増額を抑えるため、平成24年度から26年度の普通建設事業を平成31年度まで平準化すべきでは。

（行政管理室答弁案）

先ほど述べたように、必要性、緊急性のある事業は前倒しして行うということです。平準化という意味では、普通建設事業を実質的投資額にてコントロールしていますので、市の負担額はほぼ平準化しており、優良債が活用できる期間はより多くの普通建設事業が可能になるということです。

- ・ 合併特例債を中期実施計画の中で平成26年度までに105億円発行し、総額275億円の発行を予定しているとのことですが、2期計画ではどの程度の発行を考えているのか。

（行政管理室答弁案）

第2期計画では、必要な事業に対しては可能な限り優良債を活用する考えであります。

財政推計上は、今回の補正予算、当初予算の状況を踏まえ、平成24年度から平成26年度までに101億円を発行し、総額として271億円としております。

- ・ 平成22年度末の一般会計の地方債現在高（借金）は約449億円、将来負担比率は61.2となっているが、平成27年度末及び平成32年度末のそれぞれの額・率はどの程度になるのか。

（行政管理室答弁案）

財政推計上、地方債残高は平成27年度末で430億600万円、平成32年度は同342億600万円と減少し、一方、将来負担比率は平成27年度末で63.9%、平成32年度は130.9%と上昇していく見込みです。

要因は、地方債残高は減少しますが、地方債残高などの将来負担額から控除される交付税算入見込額や充当可能な基金などが減少すること、算定式の分母となる標準財政規模が合併算定替え終了後に交付税減額により減少するためです。これは、あくまで推計上の理論値であります。

なお、国が法律で定めた早期健全化基準、いわゆる黄色信号は350%であり、これとの乖離は大きく、計画的にコントロールすれば問題はないと考えています。

- ・ 財政推計では、起債（通常債）のみが、表記されているが、平成27年度、平成32年度の地方債の発行額と元金償還額はいくらか。

（行政管理室答弁案）

平成27年度起債発行額は、交付税措置額の振り替りである臨時財政対策債を含め32億円、元金償還額は50億円、平成32年度は起債発行額32億円、元金償還額44億円を見込んでおります。

- ・ 起債の発行の基本的な考え方として、将来的な財政負担を考えると毎年度の元金償還額を上回らない起債の発行に努めるべきと考えるが、

（行政管理室答弁案）

現在、国の交付税財源不足のため発行する臨時財政対策債（交付税で100%算入される）も起債と区分されることがや合併特例債などの優良債の有効利用等により、形式上、起債発行額が元金償還額を上回ることがありますが、先ほどから答弁していますように、交付税算入分を除いた実質負担額でコントロールし、公債費に係る後年度の実質的な市の負担額を軽減していくという考えであります。

- ・ これまでも起債の繰り上げ償還を積極的に実施してきているが、引き続き5%を超える高金利の繰り上げ償還を推進するとともに、国へ「公的資金補償金免除繰上償還」等を働きかけてはどうか。

（財政課答弁案）

平成24年度に公的資金補償金免除繰上償還で約1億1千万円繰上げ償還する予定です。これにより、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金又は旧公営企業金融公庫資金からの5%超の高金利の残債はほぼなくなります。

④人件費について

平成17年度と比較し、病院・消防を除いて定員適正化計画を大幅に上回る100名以上の職員減を行うとともに、県内他市に先がけた給与構造改革の断行、特別職を含む職員給与カットなどにより、特別職を含む職員給与を単年度で約7億円の抑制を果たした。そこで、

- ・ 合併後の平成17年4月1日と平成23年4月1日現在の職員数（病院、消防を除く）と管理職の割合は、

（総務課答弁）

病院、消防を除く職員数は、H17年4月852人、H23年4月748人となり、－104人となっています。管理職の割合は、H17年4月10.3%、H23年4月11.2%です。

- ・ 104人も削減した割には、管理職は増えているんですね。合併して7年、スリムで効率的な組織機構への見直しの時期に来ていると思うが、如何か。

（総務課答弁）

組織のスリム化を行い効率的な行政組織体制を整備する必要を認識しており、来年度の病院・消防を除く市長部局、教育委員会、行政委員会の組織において2部11課を削減し、スリムで効率的な組織体制に見直します。

- ・ 平成22年度に終了した定員適正化計画の職員数（病院、消防を除く）と平成23年4月1日の職員数は、

（総務課答弁）

定員適正化計画終了時点のH22.4.1時点の病院、消防を除いた職員数では、H22.4.1時点の職員数は796人、H23.4.1時点では748人となり48人減少しています。

- ・ 定員適正化計画の職員数はなにを根拠に算出したのか。

（総務課答弁）

平成17年～平成22年4月にかかる定員適正化計画の職員数の根拠につきましては、職員数を今後5年間で4.6%以上削減するという、国の「新地方行革指針」に基づき、市町村合併後の事務改善や組織のスリム化等を前提として、一般行政職の退職者の補充は退職者数の2分の1補充などにより、算出した数値であります。

※平成23年4月時点で、類似団体との差は解消できたと言える。

- ・ 第2期行革計画の財政推計における平成26年度及び平成32年度における人件費の職員給与費等の76億円、68億円の職員数は。

（総務課答弁）

普通会計の職員数ですが、H26年度724人、H32年度695人で推定しています。（H23年度761人）

これは団塊の世代の退職にあわせた採用を行うと、新たな団塊の世代を生むため採用を平準化するためであり、定数の目標を示したものではありません。

- ・ 類似団体と同数まで人員を削減したにも関わらず、平成23年4月よりさらに66人も減少させる計画となっている。職員が減少していくと通常業務に追われ、新しい企画や政策を生み出すことが困難となる。今後、地域主権改革の流れの中で、人員削減ありきの職員採用計画を見直し、地域主権改革に対応しうる機構改革と必要な人員、人材の確保が急務と考えるが、如何か。

（総務課答弁）

今後の職員体制については、地方分権の進展や権限委譲の動向を見ながら、事務改善の推進や民間活力の導入、定数外職員の活用や政策課題の状況など様々な要因をふまえ、毎年、業務量と職員数を検討しながら人員確保を行っています。

県下や類団の自治体の状況、当市の財政状況を踏まえて、各職場の実態把握に努め人員確保を行いたいと考えています。

⑤中期財政計画の策定について

- ・行財政改革5ヶ年計画の参考資料として財政推計が添付されているが、より緻密な財政論議ができるように、財政健全化指数や起債発行額、償還元金、基金・地方債の現在高、地方債借入額等の詳しい金額の入った中期財政計画を早期に作成し、公表すべきと考えるが如何か。

（行政管理室答弁案）

計画策定の中で、財政健全化指数、起債、基金の推計を行っておりますが、今回、提案している平成23年度3月補正、平成24年度予算の状況等を踏まえ、第2期行財政改革5ヶ年計画の確定と合わせて年度末を目途に策定し、公表したいと考えております。

（2）公営企業・特別会計の経営健全化について

- ・1期計画にも盛り込まれていた、公営企業、特別会計の経営健全化の項目で、中期経営計画策定により事業評価と経営の改善を図るとしていたが、中期経営計画は、どの事業・会計について策定したのか。

（行政管理室答弁案）

全ての、公営企業・特別会計で中期経営計画を策定し、ヒアリングを実施しております。（2企業、11特別会計）

- ・中期経営計画を策定していた国民健康保険事業は、国の地方財政計画で措置された基準を超える基準外繰出しを余儀なくされるまで財政が悪化したのは計画の意味をなしていなかったと言わざるを得ない。今回の2期行財政改革5ヶ年計画では、国保事業への繰出しをどのように反映しているのか。

（行政管理室答弁案）

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の繰出金に関しまして、保健基盤安定繰出資金等のいわゆる基準内繰出は、過去の伸び率等を勘案して推計した数値を反映させております。

ただ、平成24年度、平成25年度に関しましては、今回の保険税に関する条例改正に対応するため、平成25年度において歳入不足分の2分の1を限度に一般会計から補填することとしておりますので、その補填分を反映しております。

平成26年度以降につきましては、現時点で予測が困難なため不足見込み額の補填は反映させておりません。

- ・ 今後の課題として、上水道、下水道の耐震・長寿命化及び計画区域内の整備により多額の費用が必要となっているが、平成22年度末と平成27年度末、平成32年度末の地方債現在高（借金）は、また2期計画の財政推計にはどのように反映しているのか。

（上下水道部答弁案）

水道事業についてですが、中期財政計画における地方債残高は、平成22年度末が63億5千2百万円、平成27年度末が65億6百万円、平成32年度末が67億5千8百万円の予定です。

続いて、公共下水道事業についてですが、中期財政計画における地方債残高は、平成22年度末が144億5千6百万円、平成27年度末が129億9千5百万円、平成32年度末が124億2千9百万円の予定です。

（行政管理室答弁案）

上水道事業に関しましては、現在、建設事業に対する繰出しは行っていませんでしたが、今回、計画されています、三口浄水場の耐震更新事業に関しまして、多額の費用が生じるため、基準内の出資を行う推計となっています。

また、下水道事業に関しては、建設事業は主に国庫補助金、下水道事業債を財源に行うため、繰出金は生じていませんが、下水道事業債の後年度元利償還金等に対し繰出しを行っています。

財政推計においては、区域内整備において発生した後年度の元利償還金を推計し繰出金として反映しています。

- ・ 特別会計、企業会計への一般会計からの繰出しについては、国の財政計画で措置された基準内繰出しを原則とすべきと考えるが如何か。

（財政課答弁案）

従前からの原則、つまり、「特別会計の独立採算の原則に基づき一般会計からの安易な基準外繰出しは認められない」との考えを基本としつつ、基準外繰出の要否及びその額は、各会計の実情に即して個々に対応しています。

- ・ 1期計画で注視してこなかった国保をはじめとした特別会計、企業会計の経営健全化に向けて、長期的な視点で経営健全化計画を策定すべきと考えるが如何か。

（行政管理室答弁案）

企業会計・特別会計の健全化につきましては、2期計画においても、重要な項目としております。推進項目の中で中期健全化計画書の作成し、中期財政計画との実績の比較検証等を実施する考えであります。

2. 国民健康保険事業の健全化に向けて

(1) 国民健康保険事業特別会計の財政状況と今後の見通しについて

- ①今、国民健康保険事業は、基金が枯渇し、一般会計からの多額の繰入金に頼らなければ運営できない、非常に厳しい財政運営を強いられています。平成24年2月1日厚生委員協議会資料によると平成23年10月現状での収支見込みとしては、平成23年度は、約5億1千百万円、平成24年度は約5億7千百万円、平成25年度は約5億8千2百万円の歳入不足が見込まれる状況です。そのような中、今議会で、旧中津市においては8年ぶりとなる保険税の引上げが可決しました。

そこで、国民健康保険事業の健全化に向けて質問をさせていただきます。

最初に、保険税率の見直し後の平成25年度における収支の見込みの状況は、またその算出に当たっての前提条件は、

(健康保険年金課答弁)

保険給付費については、平成22年度と平成21年度の1人当たりの医療費の伸び率2.2%程度の伸びを見込んでいます。

保険税の改定につきましては保険税の急激な負担増を考慮しており、平成24年度に医療分の所得割を1.66%上げて9.36%へ、均等割を6,500円上げて22,800円へ改定し、介護分の所得割を1.06%上げて2.86%へ。

平成25年度は医療分の所得割を0.37%上げて9.73%へ、均等割を900円上げて23,700円へ2年間にて改定を予定しています。

今回の税改定により、平成24年度には約2億5千万円、平成25年度には約4千万円の保険税を見込んでいます。

現状においては、不足分の一般会計からの繰り入れ見込み額として、平成24年度は約3億2千4百万円、平成25年度で約2億9千万円です。

(2) 保険税率改定の基本的な考え方について

- ①今議会で議決した保険税率改定までの経過として、旧中津市地域においては、平成16年度に医療分・介護分を合わせ、所得割を1.18%、均等割を4,300円、平等割を4,700円下げて以来、7年間税改定を行っていませんでした。旧下毛地域においては、合併において不均一課税の経過措置を行い平成20年度と平成22年度の2段階で旧中津市地域の税率に合わせています。そこで、保険税率の改定の今後の考え方は

(健康保険年金課答弁)

平成26年度には、後期高齢者医療制度の見直しが予定されていることから、制度改正の動向を踏まえながら改定を行うとともに、単年度収支の状況を精査しつつ、保険給付費等の状況及び制度改正の動向も踏まえながら、2年に一度の定期的な保険税の改定に努めていきたいと思います。

- ②今後は、医療費などの伸びに見合った保険税を賦課することが原則では、

(健康保険年金課答弁)

医療費などの伸び等から、見込まれる歳入不足については保険税にて補うべきであると考えています。

そのため、今後は、保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等の伸びを精査しつつ、かかる費用が、それぞれの保険税にて財源確保出来るように、財政の健全化に向け努力していきたいと考えています。

(3) 一般会計からの基準外繰入の基本方針について

- ①基準外繰入の現状として、平成22年度決算の基準外繰入金は2億9千6百万円、平成23年10月時点での試算による決算見込みにおいては、平成23年度は約5億1千百万円、保険税の改訂後の平成24年度は約3億2千4百万円、平成25年度は約2億9千万円を見込んでいますが、国の財政計画で措置される基準を超える基準外繰入の範囲については、一定のルールを作るべきでは、

(健康保険年金課答弁)

基準外繰入をするに当たって不足分を全て繰り入れるのではなく、一般会計から繰入できることが妥当とされる理由づけが出来るもの等のルール作りは必要と考えます。

そのため、平成22年度には、自発的失業者の30/100軽減に伴う国の財源補てん不足額、乳幼児医療費現物給付に伴う国県支出金の減額分、鍼灸治療費及び葬祭費の75%相当額(全住民相当分)、及び財政安定化支援事業繰入金の20%相当分を繰り入れました。

財源不足が生じた場合は、基本的には国保税にて補うべきものでありますが、保険税の急激な負担増を考慮するために、平成25年度に、税改定前の年間不足額の2分の1を上限とし、一般会計より繰入れる予定です。

(4) 国民健康保険税の収納向上対策

- ①平成22年度決算における現年度の滞納世帯は2,089世帯で、滞納額は1億5630万円となっております。また、一般被保険者の現年における収納率の5年間の推移は、平成18年度は89.73%、平成22年度においては89.85%となっており、率にして0.12%の増となっております。

そこで、これまでの収納率向上の取り組みは、

(健康保険年金課答弁)

今年度の取り組み状況につきましては、新規未納者及び、納税相談のできていない滞納者の接触を図るため、退庁後の納税相談を行ってまいりました。退庁後の訪問で接触のできていない滞納者を含む全ての滞納者に接触をすることを前提に12月の土日を利用し、全ての校区の該当者を訪問しました。

その結果、滞納者のほぼ全世帯と接触することができ、滞納世帯の状況把握と納税相談をすることができました。また、支払い能力があるにも関わらず納入しない者に対しましては、差押えを実施いたしました。

- ②収納率の目標設定と更なる収納率向上に向けた徴収体制の強化が必要と考えるが、

(健康保険年金課答弁)

大分県国民健康保険広域化等支援方針での中津市の目標である収納率90.5%達

成に向けて、新規未納者の早期納税相談、未納者の実態調査、納税相談のできていない滞納者全世帯の訪問実施、差押え等を行い収納強化に努めます。また、収納率向上に向けた徴収体制の強化を図るため、収納課を設け国保税と市税の徴収を一元化することにより、収納の効率化を図ります。

(5) 医療費（保険給付費）の適正化について

①中津市の平成22年度の一般被保険者の一人当たりの医療費は、中津市は34万1471円で、県平均では35万6490円。中津市は県下18市町村の中で第12位となっています。平成24・25年度の保険給付費は、平成22年度と平成21年度の1人当たりの医療費の伸び率2.2%を基に推計しています。

そこで、医療費の適正化を図るための取り組みが今後必要と考えるが、重複受診、重複処方対象者への現状と今後の取り組みは

(健康保険年金課答弁)

重複受診は、薬の重複を招きやすく、予期せぬ薬害を引き起こす危険がある。そのため、重複受診者のうち重複処方を受けている者に対象者を絞り、訪問指導を行っています。

また、特定保健指導の中でも対象者の重複受診、治療状況を把握し、適正受診への支援も併せて行っている状況で今後も引き続き指導を行い、医療費の適正化を図ります。

②ジェネリック医薬品の使用促進に向けて

・厚生労働省は、平成24年度までにジェネリック医薬品の数量シェアを30%に目標を掲げているが、市民病院、国保診療所における数量シェアと今後の推進方策は、

(市民病院答弁)

中津市民病院の後発医薬品のシェアですが、平成23年12月末で11.99%となっています。

今後についても院内の薬事委員会にて協議を行ない、随時ジェネリック医薬品への変更を行なっていきたいと考えます。

(健康保険年金課答弁)

国保診療所のジェネリック医薬品の数量シェアは、平成22年度は18.6%で、平成23年度1月現在では23.4%とジェネリックのシェアは伸びてきています。今後とも、診療所の医師に協力を求め、ジェネリック医薬品のシェアの向上に努めていきたいと思います。

・ジェネリック医薬品の促進通知サービスの取り組みの実績と今後の普及啓発は、

(健康保険年金課答弁)

ジェネリック医薬品普及のための取り組みとしては、ジェネリック医薬品の利用を促進のため平成23年3月15日号の市報国保特集号に掲載をしました。

また、23年7月に保険税の納付書と一緒に全世帯に、ジェネリック医薬品希望カードを配布し、同じく7月に70歳から74歳の被保険者へ高齢受給者証とあわせて

ジェネリック医薬品希望カードを配布しました。

ジェネリック医薬品の差額通知につきましては、国保連合会にて構築していた国保総合システムが23年11月より稼働したことから、昨年12月に通知しました。平成24年度からは4ヶ月に一度通知する予定です。

※今回の診療報酬の改訂においてもジェネリック医薬品の推進策が出されており、民間サイドにおいても使用促進が進むことを期待していますし、市としても市民への啓発活動をさらに推進することを求めます。

(6) 保健事業の推進について

- ①医療費の削減を図るためには、市民の健康増進と予防対策、保健事業が重要と考えるが、特定健康診査と特定保健指導の受診率の現状と目標は、

(健康保険年金課答弁)

特定健康診査の受診率の現状と目標についてですが、平成22年度の年度内の移動分を含まない法定報告数字で、中津市の特定健康診査受診率は32.5%、全国平均の特定健康診査受診率は32.0%となっており、平成24年度特定健康診査受診率目標値である65%に近づけるように啓発していきます。

また、特定保健指導については、中津市の特定保健指導受診率は26.0%で、全国平均の特定保健指導受診率は20.8%となっており、平成24年度国の特定保健指導受診率目標値である45%に近づけるように啓発していきます。

※更なる受診率向上に向けた取り組みを推進することを求めます。

(7) 国民健康保険事業の財政健全化計画の策定について

- ①今、国民健康保険事業は基金が枯渇し、平成22年度から平成25年度まで一般会計からの基準外繰入をしなければならない厳しい財政状況にあります。今後の国保財政の健全化に向けて、今回質問した6つの項目を盛り込んだ財政健全化計画の策定が急務と考えるが如何か

(健康保険年金課答弁答弁)

国民健康保険事業の財政の健全化に向け取り組んでいくための計画につきましては、出来るだけ早い時期に素案を作成し、国保運営協議会へ提案協議いただき、平成24年度中には策定したいと思います。

※市民への説明責任として、改定後の保険税率で再算定する平成24年7月までには、国民健康保険事業財政健全化計画を策定されることを強く求めて一般質問を終わります。